

自動車税の種別割に係る一括納税事務取扱要綱について

〔平成15年4月1日 税第8号〕
総 務 部 長

このことについて、納税者の利便の向上を図るため、別紙のとおり定めたので通知します。

別紙

自動車税の種別割に係る一括納税事務取扱要綱

1 目的

この要綱は、自動車税の種別割の課税対象となる自動車を複数台所有する納税義務者（以下「大口所有者」という。）が、その所有する自動車に係る自動車税の種別割を一括して納付又は口座振替若しくは自動払込み（以下「口座振替」という。）により納税（以下「一括納税」という。）する場合の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

2 対象となる自動車税

定期課税に係る自動車税の種別割とする。

3 対象者

自動車をおおむね30台以上所有する大口所有者で、一括納税の利用を希望するものとする。

4 対象自動車の選定

自動車税管理事務所長は、対象者本人が自動車税の種別割の納税義務者（以下単に「納税義務者」という。）となる自動車を一括納税の対象自動車（以下「対象自動車」という。）として選定するものとし、一の法人等の支店や営業所等（以下「支店等」という。）が、それぞれ納税義務者となる場合は、当該支店等をそれぞれ対象者とし、当該支店等ごとに対象自動車を選定するものとする。

なお、神奈川県県税条例施行規則（昭和45年神奈川県規則第43号。以下「規則」という。）第2条第24号及び第25号並びに附則第23項第3号及び第4号に規定する自動車税の種別割の減免の適用を受ける自動車については、対象自動車として選定することはできない。

5 申込手続等

- (1) 一括納税の利用申込みは、自動車税管理事務所長が、一括納税の利用を希望する納税義務者から自動車税種別割一括納税利用（廃止）届出書（第1号様式。以下「利用等届出書」という。）の提出を受けることにより行うものとし、自動車税管理事

務所長は、おおむね3月上旬までに利用等届出書の提出のあったものについて、当該提出のあった日の属する年度の翌年度の定期課税分から一括納税の取扱いを行うものとする。この際、利用等届出書を提出した納税義務者（以下「利用者」という。）が、新たに口座振替による納付を希望するときは、口座振替依頼書（解除・停止届出書）・自動払込利用申込書（廃止届書）（口座振替による県税の収納事務取扱要綱について（平成元. 5. 26 税第38号）の通達（以下「口座振替要綱」という。）第1号様式。以下「口座振替依頼書」という。）を同要綱に定める取扱金融機関に提出させるものとする。

- (2) 自動車税管理事務所長は、利用者から既に提出した利用等届出書の記載内容に変更が生じ、又は一括納税の利用をとりやめたい旨の申出があった場合において、当該利用者から当該変更後の内容により一括納税の取扱いを受け、又はその利用をとりやめようとする自動車税の種別割が課税される年の3月末日までに利用等届出書の提出を受けたときは、当該変更後の内容により一括納税の取扱いを行い、又は一括納税の利用を廃止するものとする。
- (3) 利用者から所有する自動車の一部について対象自動車から除外したい旨の申出があったときは、自動車税種別割一括納税対象自動車除外（除外取消）申出書（第2号様式。以下「除外等申出書」という。）を自動車税管理事務所長に提出させるものとし、3月上旬までに除外等申出書の提出のあった自動車について、当該提出のあった日の属する年度の翌年度から除外するものとする。また、対象自動車から除外した自動車を、再び対象自動車に含める場合についても同様に扱うものとする。
- (4) 利用者から納税通知書（自動車税種別割一括納税）の付表である自動車税種別割納税通知書内訳書（以下「税額内訳書」という。）について電子データによる提供の依頼があったときは、自動車税種別割納税通知書内訳書に係る電子データ提供依頼（停止）届出書（第5号様式。以下「データ提供等届出書」という。）を自動車税管理事務所長に提出させるものとし、おおむね3月上旬までにデータ提供等届出書の提出のあったものについて、当該提出のあった日の属する年度の翌年度から、税額内訳書に係る電子データを利用者へ提供するものとする。また、データ提供等届出書を提出した利用者から、税額内訳書に係る電子データの提供を停止したい旨の申出があった場合において、3月末日までにデータ提供等届出書の提出を受けたときは、当該提出のあった日の属する年度の翌年度から、税額内訳書に係る電子データの提供を停止するものとする。
- (5) 県税事務所に利用等届出書、除外等申出書又はデータ提供等届出書の提出があった場合は、当該提出のあった県税事務所においてこれを受理し、速やかに自動車税管理事務所へ送付するものとする。

6 納税の告知等

- (1) 自動車税管理事務所長は、賦課期日現在の自動車の登録状況に基づき4に規定する対象自動車の選定を行った上、納税通知書（自動車税種別割一括納税用）（規則第132号様式の4）又は納税通知書（自動車税種別割口座振替用）（規則第132号様式の2）（以下これらを総称して単に「納税通知書」という。）を利用者へ送付するものとする。なお、この場合の納税通知書（自動車税種別割口座振替用）には、税額内訳書を添付するものとする。

また、5(4)により税額内訳書に係る電子データを提供する利用者については、10(4)エの処理を了した外部記録媒体を納税通知書と併せて利用者へ送付するものとする。

- (2) 利用者が所有する自動車のうち、対象自動車以外の自動車については、個別に、納税通知書（自動車税種別割一般用）（規則第132号様式）又は納税通知書（自動車税種別割口座振替用）を送付するものとする。
- (3) 納税通知書（自動車税種別割口座振替用）を送付した後において、抹消登録等による減額等に伴い、一括納税の納付額（振替額をいう。）に変更が生じたときは、自動車税種別割口座振替納付額変更内訳書（口座振替要綱第5号様式の2。以下「納付額変更内訳書」という。）を利用者へ送付するものとする。
- (4) 納税通知書の作成前に、納税の告知をすべき自動車税の種別割の納付があった場合は、その旨を税額内訳書に表示し、かつ、当該納付のあった額を差し引いた額を納税通知書の納付税額又は税額の欄に記載するものとする。
- (5) (1)により送付した納税通知書が返戻されたときは、神奈川県県税取扱要領（昭和45.12.15 45税第255号）の通達（以下「取扱要領」という。）第1章第10の規定にかかわらず、次により取り扱うものとする。

ア 自動車税管理事務所長は、納税通知書（督促状）返戻文書一覧表（取扱要領第39号様式）に記載し、速やかに納税者の所在の調査を行った上、当該納税通知書を再発送する。

イ 納税通知書を再発送する場合において、当該納税通知書に記載された納期限が当該再発送により送達されると認められる日後10日以内に到来する場合は、当該納期限を6月30日に変更した上で再発送する。

なお、口座振替により納税するものにあつては、利用者に対し、7(4)により自動車税種別割一括納税利用取消通知書（第3号様式）を送付するとともに、オンライン端末機により納税通知書発付コード（返戻）の入力をする。

ウ 自動車税管理事務所長は、速やかに調査することが困難である場合及び送付先の所在地に臨場する必要がある場合は、5月31日までに当該納税者の所在地を所管する県税事務所の長に調査を依頼することができる。

エ ウにより調査の依頼を受けた県税事務所長は、調査を行った結果を6月15日までに自動車税管理事務所長に連絡する。

なお、地方税法第13条の2に規定する繰上徴収を行う必要があるものについては、直ちにその旨を自動車税管理事務所長に連絡する。

オ 自動車税管理事務所長は、納税通知書を再発送し、又は公示送達をした場合は、納税通知書（督促状）返戻一覧表に処理経過を記載するとともに、オンライン端末機により納税通知書発付コードの入力をする。

なお、納期限を変更したものがあある場合は、オンライン端末機により納期限の変更入力をする。

7 一括納税の方法等

- (1) 一括納税は、納税通知書の納付税額の欄又は税額の欄に記載された額（納付額変更内訳書が送付された利用者にあつては変更後の額）を、納期限まで（口座振替により納税する利用者にあつては振替日）に納付することにより行うものとする。
- (2) 口座振替により一括納税する利用者から、口座振替の停止の依頼があつたときは、口座振替要綱11(3)に定めるところにより取り扱うものとし、一括納税用の納税通知書に係るすべての自動車税の種別割について口座振替の停止を行うものとする。
- (3) 口座振替により一括納税する場合において、納税通知書に記載された振替日に当該利用者の預貯金残高に不足があるときは、当該納税通知書に係るすべての自動車税の種別割が振替不能となることに留意するものとする。
- (4) 自動車税管理事務所長は、利用者が納税通知書に記載された納期限まで（口座振替により納税する利用者にあつては振替日）に一括納税を行わなかった場合又は規則第7条に定める収納金融機関等が一括納税に係る収納事務を行わないこととなつた場合は、一括納税の利用を取り消すことができるものとする。なお、一括納税の利用を取り消す場合には、自動車税種別割一括納税利用取消通知書によりその旨を利用者に通知するものとする。

8 継続検査・構造等変更検査用納税証明書の交付

県税事務所長又は自動車税管理事務所長は、利用者から継続検査・構造等変更検査等用の納税証明書の交付請求があつたときは、オンライン端末機又は領収証書により当該交付請求に係る自動車税の種別割の納付を確認の上、自動車税種別割納税証明書（継続検査・構造等変更検査等用）（所内用）（規則第49号様式）を交付するものとする。

なお、領収証書により納付を確認する場合は、領収証書に印字される一括納税番号（大口コード）とオンライン端末機の課税収入照会・証明書作成画面に表示される大口コードが一致すること及び当該画面に表示される送付形態コードが一括納税となっていることを確認の上、当該証明書を交付するものとする。

9 還付手続の特例

一括納税に係る過誤納還付金について、利用者（口座振替により納税する利用者を除く。）から口座振込の方法により受領したい旨の申出があつたときは、取扱要領に定めるもののほか、過誤納還付金の口座振込依頼書（自動車税種別割一括納税用）（第4号様式。以下「口座振込依頼書」という。）を自動車税管理事務所長に提出させる

ことにより、その還付手続を行うことができるものとする。この場合において、抹消登録等の際に過誤納還付金の振込先口座の届出があったものについては、同口座に還付金が振り込まれることに留意するものとする。

なお、既に提出のあった口座振込依頼書の記載内容に変更が生じた場合は、改めて口座振込依頼書を提出させるものとする。

10 自動車税管理事務所における事務

(1) 利用等届出書及び除外等申出書の受付確認

利用者から提出のあった利用等届出書又は除外等申出書は、自動車税管理事務所の課税課においてその内容を確認するものとし、これらの書類を提出した者について大口所有者等コード（以下「大口コード」という。）が付与されているときは、当該利用等届出書又は除外等申出書の大ロコード欄にその大口コードを記載し、大口コードが付与されていないときは、新たに大口コードを付与した上で、その大口コードを記載するものとする。

なお、この処理に当たっては、次の点に留意するものとする。

ア 同一の法人等の異なる支店等が、それぞれ納税義務者となる場合において、当該法人等が全体として一括納税の利用を希望するときは、これを認め、支店等ごとに提出する利用等届出書の備考欄にその旨を記載させる。なお、一枚の利用等届出書に支店等が連署したもの（別紙によることも可）を提出させることとしても差し支えない。

イ アの場合における支店等の大口コードは、同一のものを付与する。なお、既に大口コードが付与されている法人等について、支店等ごとに一括納税を行う場合は、当該大口コードを取り消し、支店等ごとに改めて大口コードを付与する。

ウ 既に口座振替の対象から除外している自動車を一括納税の対象から除外する場合においても、改めて除外等申出書を提出させる。

エ 一括納税に係る大口コードの付番に当たっては、80000番台及び90000番台の大口コードは使用しない。

(2) 電子計算組織による処理

次により処理を行うものとする。

ア (1)の処理を了したときは、利用等届出書又は除外等申出書に基づき、オンライン端末機により大口所有者名簿ファイル又は自動車税磁気ファイルに所要の入力を行う。

イ アにより利用等届出書の入力を了したときは、速やかにオンライン端末機又はオンライン端末機から出力される大口所有者名簿更新チェックリストにより入力事項の照合を行うとともに、正しく入力されていることが確認されたものについては、当該利用等届出書の電算入力確認印欄に確認者印を押印の上、大口コード順に整理しておく。

ウ アにより除外等申出書の入力をしたときは、速やかにオンライン端末機又はオンライン端末機から出力される自動車税種別割名簿更新チェックリストにより入力事項の照合を行うとともに、正しく入力されていることが確認されたものについては、当該除外等申出書の電算入力確認印欄に確認者印を押印の上、大口コード順に利用等届出書と合わせて整理しておく。

エ 納税義務者の住所（所在地）又は氏名（法人の名称）が、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）の規定により登録された内容と異なるときは、次により処理する。

(ア) 納税義務者の住所又は所在地が異なる場合は、対象となる自動車の自動車税磁気ファイルに住所変更の入力を行う。

(イ) 納税義務者の氏名又は法人の名称について、改姓又は商号変更がされている場合は、支店等に対して付与する大口コードの連番と同様に大口コードを付与し、大口所有者名簿ファイルに所要の入力を行う。

オ 毎年2月、3月、4月、8月、10月及び12月に大口所有者名簿ファイルに基づき大口所有者（利用者を含む。）が所有する自動車の特定を行い、大口所有者に係る情報を自動車税磁気ファイルに収録（以下「大口所有者情報一括付与」という。）する。

カ オの大口所有者情報一括付与に係る更新チェックリスト等が送付されたときは、利用等届出書及び除外等申出書との照合を行うとともに、処理結果の確認を行う。確認をした結果、大口所有者情報一括付与にもれ等があるときは、大口所有者名簿ファイル又は自動車税磁気ファイルに係る訂正をオンライン端末機により入力する。なお、口座振替に係るものについては、自動車税管理事務所の納税推進事務を担当する課において、対応する口座振替磁気ファイルの内容を確認し、訂正の必要があるものはオンライン端末機により入力する。

(3) 利用等届出書及び除外等申出書の整理保管

(2)の処理を了した利用等届出書又は除外等申出書は、大口コード順その他の方法により整理保管するものとし、新たに提出された利用等届出書又は除外等申出書がある場合は、その都度、加除するなどして常に現況を明確にしておく。

(4) データ提供等届出書の処理

ア 利用者から提出のあったデータ提供等届出書は、自動車税管理事務所の課税課においてその内容を確認するものとし、当該データ提供等届出書の大口コード欄に、利用者に付与されている大口コードを記載するものとする。また、当該データ提供等届出書は、当該利用者から提出のあった利用等届出書と併せて整理保管しておくものとする。

イ 自動車税管理事務所長は、翌年度の定期課税で税額内訳書に係る電子データを提供する利用者の一覧について、自動車税種別割納税通知書内訳書に係る電子デ

ータ作成依頼票（第6号様式）を作成し、3月末日までに税務指導課長へ送付するものとする。

ウ 税務指導課長は、イによる依頼票の送付を受けた場合は、当該依頼票に基づき税額内訳書に係る電子データを作成し、4月20日までに自動車税管理事務所長へ送付するものとする。

エ 自動車税管理事務所長は、ウにより送付を受けた税額内訳書に係る電子データについて、税額内訳書の帳票と照合を行うとともに、利用者ごとに外部記録媒体に記録を行うものとする。なお、電子データにはパスワードの設定を行うものとする。

(5) 収納の確認

指定金融機関又は指定代理金融機関から一括納税に係る領収済通知書（口座振替払込書（口座振替要綱第5号様式）に係る領収済通知書を含む。）の送付を受けたときは、自動車税管理事務所の調査統計事務を担当する課（以下「収納課」という。）において収入日計表（その2）（取扱要領第183号様式の2）及び領収済通知書データ一覧表等により金額及び件数を照合するものとする。また、電子計算組織等により公金収納事務の集中事務処理を統括する指定金融機関の店舗（以下「集中店」という。）からエラーリストの送付を受けたときは、当該エラーについて再入力が必要があるため、速やかに該当する領収済通知書を引き抜き、収納内訳処理伝票（取扱要領第176号様式）を作成の上、集中店へ送付するものとする。

なお、照合を了した領収済通知書データ一覧表は、取扱要領に定める領収済通知書の例により管理・保管するものとする。

(6) 口座振替の振替不能分の取扱い

口座振替による一括納税が振替不能となった場合の取扱いは、口座振替要綱に定めるところによるものとする。

(7) 口座振込依頼書の処理

利用者から9の口座振込依頼書が提出されたときは、収納課においてその内容を確認し、大口コードを記載の上、次の処理を行うものとする。

ア 口座振込依頼書に基づき、オンライン端末機により大口所有者名簿ファイルに所要の入力を行う。

イ アにより口座振込依頼書の入力を了したときは、速やかにオンライン端末機又はオンライン端末機から出力される大口所有者名簿更新チェックリストにより入力事項の照合を行うとともに、正しく入力されていることが確認されたものについては、当該口座振込依頼書の電算入力確認印欄に確認者印を押印の上、大口コード順に整理しておく。

いもの又は一括納税の対象から除外した自動車で、再び一括納税の対象に含めたいものがあるときは、自動車税種別割一括納税対象自動車除外(除外取消)申出書により、対象から除外し、又は再び対象に含めようとする自動車税の種別割が課税される年の3月上旬までに届け出てください。

なお、一括納税の対象から除外した自動車に係る自動車税種別割及び自動車税種別割の一部について減免の適用を受けているものについては、個別に送付される納税通知書により納付してください。

4 自動車の登録状況等により、所有している自動車であっても、自動車税種別割納税通知書内訳書に記載されないことがあります。この場合は、個別に送付される納税通知書により納付してください。

5 一括納税により納付を行った場合は、自動車税種別割納税通知書内訳書に記載された自動車について、個別の領収証書は交付しません。

6 納税通知書により納付した後、直ちに納税証明書が必要となる場合は、県税事務所又は自動車税管理事務所において、領収証書を提示した上で、交付の請求をしてください。

なお、前年度以前に未納がある自動車については、自動車税種別割納税証明書(継続検査・構造等変更検査用)を交付することはできません。

7 この届出書の記載内容に変更が生じ、又はこの届出書による一括納税の利用をとりやめる場合は、変更後の内容により一括納税の取扱いを受け、又は利用をとりやめようとする自動車税の種別割が課税される年の3月末日までに、この届出書により変更又は廃止の届出を行ってください。

第2号様式

(用紙 日本産業規格A4縦長型)

自動車税種別割一括納税対象自動車除外(除外取消)申出書

年 月 日

神奈川県自動車税管理事務所長 殿

	住所又は所在地	〒		
	フリガナ			電話番号 ()
	氏名又は名称			
	法人の場合	代表者氏名		担当部署及び担当者氏名

第3号様式

(用紙 日本産業規格A4縦長型)

自動車税種別割一括納税利用取消通知書

年 月 日

様

神奈川県自動車税管理事務所長 印

あなた(貴社)からの届出に基づく自動車税の種別割の一括納税の利用については、次の理由により 年度課税分からその利用を取り消しますので、通知します。

取消しの理由

第4号様式

(用紙 日本産業規格A4縦長型)

過誤納還付金の口座振込依頼書(自動車税種別割一括納税用)

年 月 日

神奈川県自動車税管理事務所長 殿

	住所又は所在地	〒			
	フリガナ			電話番号	()
	氏名又は名称				
	法人の場合	代表者氏名		担当部署及び担当者氏名	

私(当法人)が還付を受ける一括納税に係る自動車税の種別割の過誤納還付金については、年 月 日以後のものから、次の口座に振り込んでください。

振	銀行
---	----

込 先 口 座	金庫										本店(所)							
	信用組合										支店(所)							
	協同組合										出張所							
	金 融 機 関 コ ー ド					店 舗 コ ー ド					預 金 種 別	1 普通 預金	口 座 番 号					
											2 当座 預金							
											9 その他 ()							
フリガナ																		
口座名義人																		

備考 1 振込先口座を変更する場合は、この依頼書により改めて届出をしてください。
 2 自動車の抹消登録等の際に、過誤納還付金の振込先口座の届出があるときは、この依頼書の提出にかかわらず、その自動車に関しては既に届出のあった振込先口座へ振り込むこととなります。

	※事務所処理 欄	大口コード(連番)		入力年月日	入力確認印欄	
					入力済印	結果確認印

第5号様式

(用紙 日本産業規格A4縦長型)

自動車税種別割納税通知書内訳書に係る電子データ提供依頼(停止)届出書

年 月 日

神奈川県自動車税管理事務所長 殿

私(当法人)が所有する自動車で、一括納税の対象となる自動車に係る 年度以降の自動車税種別割納税通知書内訳書に ついて、電子データによる提供を 依頼 停止 します。

住所又は所在地	〒		
フリガナ		電話番号	()
氏名又は名称			
法人の場合	代表者氏名		
	担当部署及び担当者氏名		

備考 1 自動車税種別割納税通知書内訳書に係る電子データは、自動車税種別割納税通知書等と併せて5月上旬に送付します。

2 自動車税種別割納税通知書内訳書に係る電子データは、一括納税の対象となる自動車の内訳を電子機器等により確認していただくことを目的としていますので、当該目的以外には利用しないでください。

※事務所処理欄	大ロコード(連番)		処理年月日	確認印欄	
				処理印	確認印

第6号様式

(用紙 日本産業規格A4縦長型)

自動車税種別割納税通知書内訳書に係る電子データ作成依頼票

年 月 日

税務指導課長 殿

自動車税管理事務所長

次の納税義務者について、年度定期課税の自動車税種別割納税通知書内訳書に係る電子データの作成を依頼します。

整理番号	大口コード	納税義務者名
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		

備考 電子データの作成を依頼する納税義務者の一覧は、別紙に記載しても差し支えない。